

第三期

唐津市 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

は じ め に



唐津市では、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い「唐津市次世代育成支援後期行動計画」に掲げた施策を含む一体的な計画として、「唐津市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～令和元年度)を策定しました。

第二期計画(令和2年度～令和6年度)では、「子どもを生み育てやすいまちづくり」を基本理念とし、本市におけるこども・子育て支援の量・質の充実および安心してこどもを生み育てる環境や、全てのこどもがすこやかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

今回策定した「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの計画の理念を引き継ぐとともに、こどもの貧困対策推進のための計画である「からつつ子未来応援プラン」を含んでいます。

令和6年2月に実施した各種調査の結果をもとに、こどもの保護者、子育て支援事業従事者等を委員とした唐津市子ども・子育て会議における計画内容の審議を経て、「こどもみんなが すこやかに 幸せに育つまち 唐津」を基本理念としています。

本市としましても、こどもを取り巻く環境が変化するなか、地域全体での支え合いや様々な子育て支援により、こどもと子育て家庭が唐津に生まれてよかった、住んでいてよかったと感じられるように、市民の皆様や関連機関と相互に連携し、協力しながら「子育てによりそう唐津」の実現に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました唐津市子ども・子育て会議委員の皆様、また、パブリックコメント等を通じてご意見をお寄せいただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

唐津市長 峰 達郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	4
3 こども・子育て支援に関わる制度等の改正	5
4 計画の位置付け	7
5 計画の期間	8
6 計画の策定体制	9
第2章 唐津市のこども・子育てを取り巻く環境	10
1 人口・世帯	10
2 結婚・出生・女性の就労	13
3 こどもを取り巻く様々な状況	15
4 保育所・認定こども園・幼稚園等の設置状況	18
5 地域子ども・子育て支援事業の状況	20
6 市民等アンケートの結果概要	21
7 こどもの意見聴取(唐津市こども・若者ヒアリング～からっつ子 VOICE～)	56
8 こどもの将来人口推計	60
9 唐津市における課題	62
第3章 こども・子育て支援の基本的な考え方	64
1 基本理念	64
2 基本方針	65
3 施策の体系	67
第4章 こども・子育て支援に関する施策	68
1 教育・保育の提供区域	68
2 「量の見込み」と「確保方策」について	68
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	69
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	72
5 その他の基本的な取り組み	91
第5章 こどもまんなか社会へ向けての施策	92
1 地域における子育ての支援	92
2 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進	97
3 こどもの心身のすこやかな成長に貢献する教育環境の整備	103
4 子育てを支援する生活環境の整備	107

5 職業生活と家庭生活との両立の推進	109
6 こども等の安全の確保.....	110
7 配慮が必要なこどもと家庭への取り組みの推進	112
第6章 こどもの貧困の解消に向けた対策	118
1 こども大綱に示されるこどもの貧困対策.....	118
2 本計画による取り組み	118
第7章 計画の推進体制と進行管理.....	122
1 計画の推進体制.....	122
2 こどもの意見聴取	122
3 計画の進行管理.....	122
資料編.....	124
計画策定の経過	124
唐津市子ども・子育て会議条例	125
唐津市子ども・子育て会議 委員名簿	127

「こども」、「子ども」の表記について

こども基本法では「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、そのすこやかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、本計画でも原則として「こども」表記としています。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

「障がい」の表記について

法令や新制度の指針等では「障害」と記載されていますが、唐津市では広報やホームページにおいて「障がい」という表記を使っています。本計画書では法令等の引用を行う場合以外は「障がい」を使っています。